

(仮称)武雄市文化交流施設愛称募集要項

1. 趣旨

武雄市では、現在、文化会館敷地を新たな文化交流施設エリアとして整備を進めています。この中で、令和9年春頃の開館を目指して、文化交流施設と公民館の2つの機能を備えた複合施設として「(仮称)武雄市文化交流施設」の建設を行っております。

この施設は、枠にとらわれない新しい文化の創造や新たな交流を創造し、にぎわいを創出する場を目指しています。

本施設が市民の皆様をはじめ、利用される方々にとって身近で親しみのある施設となるよう本施設の「愛称」を募集します。

※施設全体の愛称となるとともに、「(仮称)武雄市文化交流施設〇〇〇(採用された愛称)」としての使用を予定しているため、このような呼称ができるような愛称としてください。

※愛称は、施設サイン(看板等)をはじめ、各種印刷物や広報等に使用します。

2. 対象施設の概要

建物の概要

所在地:佐賀県武雄市武雄町大字武雄5538番地1

構造:文化交流施設 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建て
創作室(別棟) 鉄筋コンクリート造一部木造 1階建て

延床面積:文化交流施設 3,773㎡

創作棟(別棟) 127㎡

敷地面積:62,040㎡

3. 募集内容

令和9年春頃の開館を目指す「(仮称)武雄市文化交流施設」の愛称

4. 募集期間

令和8年5月1日(金)から5月29日(金)(必着)まで

5. 応募資格

(1)年齢や居住地を問わず、どなたでも応募できます

(2)お一人につき1点まで

6. 愛称の基準・条件

(1)施設・エリアの特徴やコンセプトがイメージできるもの

(2)誰もが親しみやすく、覚えやすいもの

(3)自作かつ未発表のもので第三者が有する著作権等の権利を侵害しないもの

7. 応募方法

(1) 記載事項

愛称(ふりがな)、愛称の意味やその理由、応募者氏名(ふりがな)、住所、年齢、電話番号、
※応募者が18歳未満の場合、保護者の氏名も記載してください。

(2) 応募方法

① 応募フォームによる応募

市公式ホームページから、専用応募フォームに必要事項を入力することで応募できます。

② 応募用紙による応募

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記応募先まで郵送、又は応募箱への投函。

【応募用紙・応募箱設置箇所】

市役所1階、各町公民館、武雄市図書館・歴史資料館

8. 賞及び副賞

- ・最優秀賞 1点、優秀賞2点とします。
- ・候補作品となった3点のうち、採用作品を最優秀賞、ほか2作品を優秀賞とし、記念品として特産品(最優秀賞2万円相当、優秀賞5千円相当)を贈呈します。

9. 選定方法及び結果公表

- ・選定方法は、選定委員会において、もっともふさわしい1点を最優秀賞として、2点を優秀賞として選定します。
- ・同一標記の愛称が複数あった場合は、意味や理由などを考慮して候補作品を選定します。
- ・選定結果は、令和8年9月頃(予定)、受賞者へ通知を行うとともに、市報、市ホームページなどで公表する予定です。なお、この発表をもって受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

10. 個人情報の取り扱い

- ・応募に伴い取得する個人情報については、本愛称募集業務以外では使用しません。
ただし、受賞者の氏名、住所及び年齢については、公表する場合があります。

11. 注意事項

- (1) 記入事項に漏れや虚偽がある場合、応募は無効となります。
- (2) 公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、第三者の権利を侵害、またはその恐れがあるものは選定対象外となります。
- (3) 応募者が未成年者の場合、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで応募してください。
- (4) 応募後に応募作品を修正することはできません。また、応募作品は返却しません。
- (5) 応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (6) 採用作品の一部に補作を行う場合があります。
- (7) 採用作品に関する全ての著作権・商標権・知的財産権、その他一切の権利は武雄市に帰属します。
- (8) 採用作品が本要項の規定に違反していることが認められた場合、結果発表後であっても採用を取り消すものとします。この場合のすべての責任は当該応募者が負うものとします。

【応募先及びお問い合わせ先】

宛 名： 武雄市教育委員会 こども教育部 文化課 新文化交流拠点整備室

住 所： 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12-10

電 話： 0954-23-9181

E メール：bunka@city.takeo.lg.jp